



平成 27 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名	株式会社 池田泉州ホールディングス
代表者名	取締役社長 藤 田 博 久
(コード番号	8 7 1 4 東証第 1 部)
問合せ先	取締役企画部長 宮 田 浩 二
(TEL	0 6 - 4 8 0 2 - 0 0 1 3)

新株式発行及び株式売出し（普通株式）
並びに新株式発行（普通株式）に係る発行登録の取下げに関するお知らせ

平成 27 年 4 月 10 日開催の当社取締役会において、当社普通株式に関して、新株式発行及び当社株式の売出しを決議し、有価証券届出書を提出いたしましたのでお知らせします。また、それに伴い新株発行に係る発行登録の取下げを決議し、発行登録取下届出書を提出しております。

【本資本調達目的】

当社は、平成 27 年 2 月 23 日発表の「池田泉州ホールディングス『長期的資本政策』の公表について～「長期経営計画」の達成に向けて」において、銀行持株会社及び銀行の自己資本比率規制である「パーゼルⅢ」に将来に亘って安定的に対応する目途を立てることを目的に、第二種優先株式 250 億円(社債型優先株式)から第 1 回第七種優先株式 250 億円(強制転換条項付優先株式)への入れ替え、及び普通株式 200 億円の発行登録を行い、1 年以内に公募増資を実施する旨を公表、同年 4 月 7 日には、当該公表通り、第 1 回第七種優先株式の発行による調達資金等により第二種優先株式の取得及び消却（入れ替え）を完了いたしました。かかる優先株式の入れ替えを完了したことにより、当社は公募増資を実施する環境が整ったと判断したことから、今般、発行決議を行いました。

今回、発行決議前の株価（平成 27 年 4 月 7 日時点）にて、オーバーアロットメントに伴う第三者割当増資を除いた一般募集において約 200 億円の資本調達に相当する株数として 37,000,000 株の新株発行を本日決定いたしました。今後の株価動向によっては発行登録書の上限金額である 200 億円を超過する可能性もあり、また当社としては、発行決議日から条件決定日までの株価変動の可能性を勘案し、市場へお伝えした「200 億円」の資本調達の確実性を高めるために発行登録による株式の募集を取り止め、有価証券届出書を提出することといたしました。

当社は、本資本調達により、「長期経営計画」に掲げた経営課題である「最適な資本政策遂行」を完了し、「長期経営計画」の達成に向けた確実性を高められるものと考えております。今後、当社グループは「地元」である大阪府・兵庫県を中心とするベイエリア地域等において「中小企業」向け融資などの取引拡大等に営業人員や調達資金といった経営資源を集中し、「長期経営計画」の施策を更にスピードを上げて具現化していくことで収益拡大に繋げ、「長期経営計画」の収益計画を確実に遂行して参ります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

本資本調達と今後、長期経営計画遂行による利益の積み上げにより内部留保の蓄積を図り、当該内部留保をもって、今後段階的に資本性が認められなくなる劣後債務や第三種優先株式に加え、10年後に一斉転換の時期を迎える第1回第七種優先株式をすべて現金償還、買入消却しつつ、将来に亘って「バーゼルⅢ」に安定的に対応していけるものと当社は考えており、同時に当社にとってのいわば「資本関連コスト」である「配当金（普通株式＋優先株式）＋劣後債務費用」は将来大きく低下していくものと考えております。

【調達金額について】

今回の公募増資による新株式発行 37,000,000 株は、『長期的資本政策』に基づき、差引手取概算額として約 200 億円を調達することを企図して決定いたしました。ただし、今後の株価変動により当該水準と乖離する可能性があります。

また、公募増資とは別に、需要動向を踏まえた消化や流通市場における需給関係の悪化を防止する観点からオーバーアロットメントによる売出し（後記<ご参考> 1. を参照）を予定しております。今後の市場環境の状況次第ではありますが、オーバーアロットメントによる売出しに関連して「I. 新株式発行及び株式売出し（普通株式）について 3. 第三者割当による新株式発行（本件第三者割当増資）」記載の本件第三者割当増資による新株式発行が割当先である野村証券株式会社の申込により、5,550,000 株を上限として実施される可能性があります。野村証券株式会社が本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みを行わない場合、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

I. 新株式発行及び株式売出し（普通株式）について

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 37,000,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成27年4月21日(火)から平成27年4月23日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成27年4月28日(火)から平成27年5月1日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 5,550,000 株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から5,550,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役役に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集が中止となる場合、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による新株式発行（本件第三者割当増資）（後記<ご参考> 1. を参照）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 5,550,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 平成27年5月25日（月）
- (6) 払 込 期 日 平成27年5月26日（火）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本件第三者割当増資に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役役に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集が中止となる場合、本件第三者割当増資も中止する。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「I. 新株式発行及び株式売出し（普通株式）について 2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「I. 新株式発行及び株式売出し（普通株式）について 1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から 5,550,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、5,550,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成 27 年 4 月 10 日（金）開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式 5,550,000 株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成 27 年 5 月 26 日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 27 年 5 月 19 日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の公募増資及び本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 (平成27年4月9日現在)	普通株式	238,458,632株
	第三種優先株式	7,500,000株
	第1回第七種優先株式	25,000,000株
	合計	270,958,632株
公募増資による増加株式数	普通株式	37,000,000株
公募増資後の発行済株式総数	普通株式	275,458,632株
	第三種優先株式	7,500,000株
	第1回第七種優先株式	25,000,000株
	合計	307,958,632株
本件第三者割当増資による増加株式数	普通株式	5,550,000株 (注)
本件第三者割当増資後の発行済株式総数	普通株式	281,008,632株 (注)
	第三種優先株式	7,500,000株
	第1回第七種優先株式	25,000,000株
	合計	313,508,632株 (注)

(注) 前記「I. 新株式発行及び株式売出し(普通株式)について 3. 第三者割当による新株式発行(本件第三者割当増資)」の募集株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資による差引手取概算額19,893,210,000円については、公募増資と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限2,983,831,500円と合わせ、手取概算額合計上限22,877,041,500円について、当社グループの財務基盤の強化のため、全額を平成27年6月末までに株式会社池田泉州銀行への出資に充当する予定であります。なお、株式会社池田泉州銀行では、当該出資金を平成28年3月期において地元中小企業等向け貸出金等運転資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の公募増資及び本件第三者割当増資による資本調達により、「長期経営計画」に掲げた経営課題である「最適な資本政策遂行」を完了し、「長期経営計画」の達成に向けた確実性を高めるものと考えており、当社グループは「地元」である大阪府・兵庫県を中心とするベイエリア地域等において「中小企業」向け融資などの取引拡大等に営業人員や調達資金といった経営資源を集中し、「長期経営計画」の施策を更にスピードを上げて具現化していくことで収益拡大に寄与するものと考えております。

また、今回の調達資金が、株式会社池田泉州銀行の地元中小企業等向け貸出金等運転資金に充当されることにより、当社の今期の連結業績に寄与するものと考えており、業績予想に折り込む予定であります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、銀行持株会社としての公共性に鑑み、適正な内部留保の充実により、財務体質の健全性を確保するとともに、安定的配当の考え方を維持しつつ、積極的に株主の皆さまに利益を還元していくことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な配当方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、将来の事業発展のための投資や財務体質強化のための原資として活用するとともに、劣後債務や優先株式について現金償還、買入消却を進めることで「資本関連コスト」は将来大きく低下していくものと考えており、これにより、さらに内部留保蓄積力を強化します。

今後蓄積した内部留保をもとに株主還元を強化していく方針です。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
1株当たり連結当期純利益	7.43円	35.80円	64.77円
1株当たり年間配当金	普通株式3.00円 第一種優先株式 196円を18.5で 除した額 第二種優先株式 204円を18.5で 除した額	普通株式15.00円 第一種優先株式 980円を18.5で 除した額 第二種優先株式 1,020円を18.5で 除した額	普通株式15.00円 第二種優先株式 1,020円を18.5で 除した額
実績連結配当性向	202.7%	41.9%	23.1%
自己資本連結当期純利益率	2.25%	5.96%	9.15%
連結純資産配当率	3.0%	2.5%	2.4%

- (注) 1. 当社は、平成24年8月1日に、普通株式、第一種優先株式及び第二種優先株式について、それぞれ、5株を1株の割合で併合いたしました。平成24年3月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり連結当期純利益を算定しております。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（純資産の部合計から新株予約権と少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 潜在株式による希薄化情報

上記<ご参考>「2. 今回の公募増資及び本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移」記載のとおり、当社は普通株式の他に第三種優先株式及び第1回第七種優先株式を発行しており、このうち第1回第七種優先株式については、当社は平成34年7月以降で金銭を対価として取得する方針であります。平成37年3月31日に普通株式を対価として当社が第1回第七種優先株式の全てを取得する（以下「一斉取得」という。）旨の取得条項が付されております。当社が一斉取得の取得条項を行使する際の一斉取得価額は未定（一斉取得日である平成37年3月31日に先立つ45取引日に始まる30連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の毎日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値に相当する金額）であります。当社が第1回第七種優先株式の全てを現在有効な下限取得価額（475円）で取得したと仮定した場合、かかる一斉取得により交付される当社普通株式の総数は52,631,578株となり、今回の公募増資及び本件第三者割当増資後の発行済株式総数（281,008,632株）に対する比率は18.7%となります。

また、当社は、ストックオプション制度を採用し、会社法に基づき新株予約権を発行しております。なお、今回の公募増資及び本件第三者割当増資後の発行済株式総数（281,008,632株）に対する下記の新株式発行予定残数の比率は0.0%となります。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき発行したストックオプション（新株予約権）付与の状況（平成27年3月31日現在）

取締役会決議日	新株式発行予定残数	行使時の払込金額	行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	資本組入額	行使期間
平成23年2月24日	17,120株	1円	491円	会社計算規則第17条第1項に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、当該端数は切り上げる。	平成23年3月16日から平成53年7月31日まで
平成23年7月28日	18,700株	1円	536円		平成23年9月1日から平成53年7月31日まで
平成24年8月31日	34,000株	1円	450円		平成24年10月2日から平成54年7月31日まで
平成25年7月31日	39,200株	1円	431円		平成25年9月3日から平成55年7月31日まで
平成26年7月30日	54,400株	1円	498円		平成26年8月29日から平成56年7月31日まで

(注)平成23年2月24日及び平成23年7月28日に決議したストックオプションについては、平成24年8月1日付株式併合（5株につき1株）の影響を勘案しております。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後 資本金	増資後 資本準備金	摘要
平成26年3月28日	7,500百万円	79,811百万円	42,311百万円	(注)1.
平成27年4月7日	12,500百万円	92,311百万円	54,811百万円	(注)2.

(注)1. 第三種優先株式の第三者割当によるものです。
2. 第1回第七種優先株式の第三者割当によるものです。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
始 値	116 円	534 円	473 円	572 円
高 値	545 円 (117 円)	567 円	607 円	592 円
安 値	397 円 (88 円)	437 円	434 円	570 円
終 値	530 円	471 円	571 円	587 円
株 価 収 益 率	14.80 倍	7.27 倍	—	—

- (注) 1. 平成28年3月期の株価については、平成27年4月9日(木)現在で表示しています。
 2. 平成24年8月1日付で株式併合(普通株式5株を1株の割合で併合)したため、平成25年3月期の高値・安値については当該株式併合後の最高・最低株価を記載し、()内に当該株式併合前の最高・最低株価を記載しております。
 3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成27年3月期に関しては、決算が確定していないため、株価収益率は記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

II. 新株式発行（普通株式）に係る発行登録の取下げについて

1. 取下げに係る発行登録の概要

- (1) 発行登録書の提出日 平成 27 年 2 月 23 日
- (2) 募集有価証券の種類 当社普通株式
- (3) 発行予定期間 発行登録の効力発生日から 1 年を経過する日まで
(平成 27 年 3 月 3 日～平成 28 年 3 月 2 日)
- (4) 発行予定額 200 億円を上限とします。

2. 発行登録による新株式の発行実績

該当事項はありません。

3. 発行登録の取下げ事由

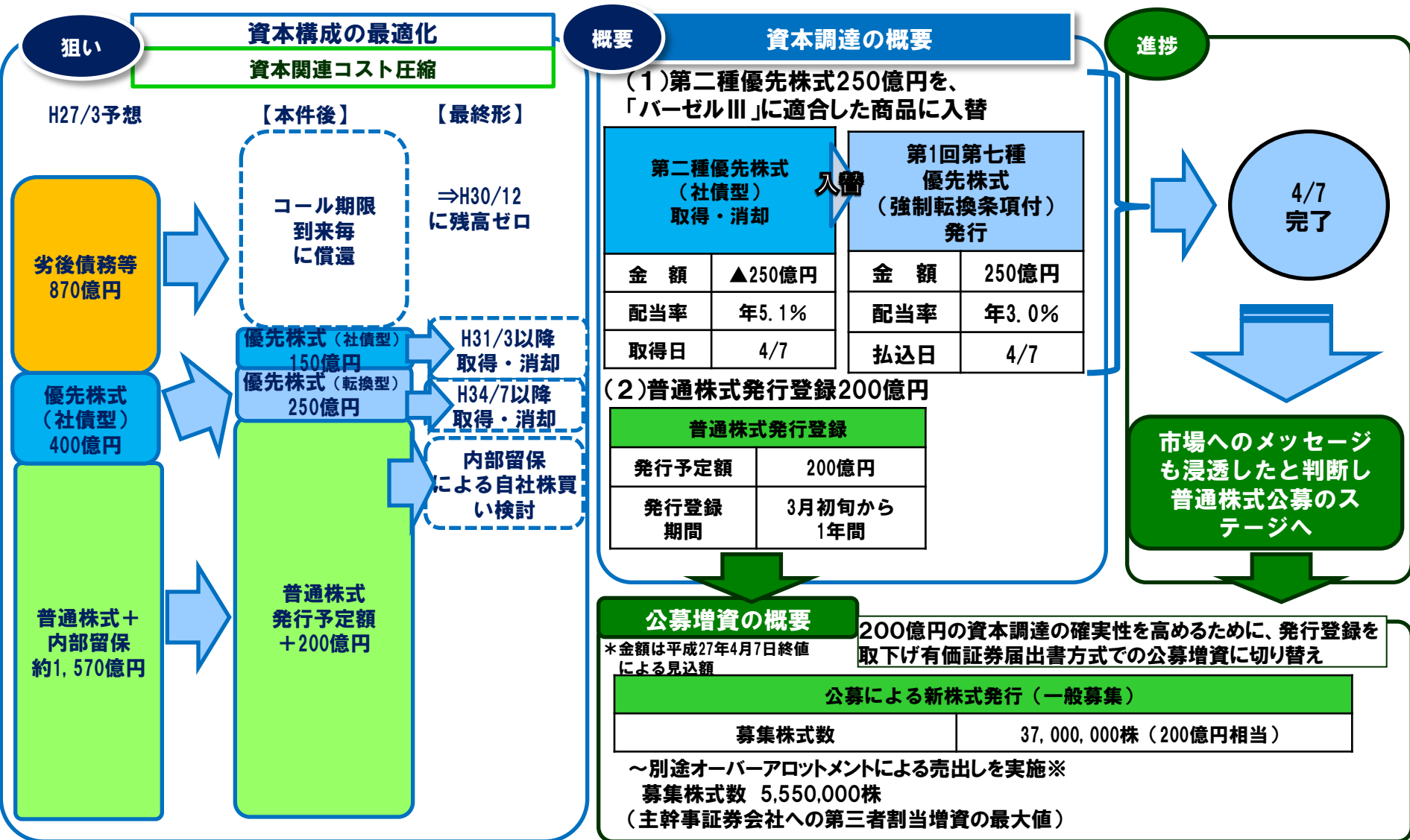
当社としては、普通株式発行により上限 200 億円の資本調達を企図して、平成 27 年 2 月 23 日に発行登録を行いました。本日、本件第三者割当増資を除いた公募増資による約 200 億円の資本調達に相当する株数として 37,000,000 株の新株発行を決定いたしました。今後仮に株価が上昇した場合、発行登録書の上限金額である 200 億円を超過する可能性もあります。したがって、当社としましては、本日の発行決議日から条件決定日までの株価変動の可能性を勘案し、本件第三者割当増資を除いた公募増資による 200 億円の資本調達の確実性を高めるために発行登録による株式の募集を取り止め、有価証券届出書を提出することとしました。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

■長期的資本政策の狙い、概要

池田泉州ホールディングス『長期的資本政策』の公表について～「長期経営計画の達成に向けて」
(2/23付プレスリリース)より



※需要動向を踏まえた消化や流通市場での需給悪化を予防する観点からオーバーアロットメントによる売出しを予定しますが、市場環境により実施されない場合もあります。第三者割当増資につきましても、失権により減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。